

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

# 論 矣

平成 18 年度 第 4 号  
通 算 第 435 号  
平成 18 年 7 月 7 日

尼崎市役所総務局  
職員部給与課

## 市営住宅管理業務のアウトソーシングについて

6 月 28 日午前 11 時から午後 0 時まで、中央公民館視聴覚室において、市営住宅管理業務の指定管理者制度の導入に伴う職員の勤務条件に係る提案についての交渉を行った。

### 今回の交渉の主な目的

経営再建プログラムに基づく合理化の一環として、市営住宅の管理運営について、平成 19 年 1 月 4 日から地方自治法に基づく指定管理者に代行させることにより、施設の管理運営の効率化を図る提案を行った。

#### 指定管理者制度

公園や体育館などの「公の施設」は、その公共性から、管理する主体は市及び公共的団体等に限定されていたが、平成 15 年の地方自治法改正により、指定管理者として指定を受けた民間事業者でも「公の施設」の管理が可能となり、民間事業者のノウハウの活用や経費の縮減などを通して、市民サービスの向上を図ることが可能になったもの。

### 具体的な交渉内容

#### 課題の要旨

別紙の提案メモの内容を受け、指定管理者への移行に伴う職員数の削減の内訳及びその根拠についての論議の後、主に業務委託の内容について質疑を行った。

#### 主な質疑の内容

組合の主張	当局の回答
合理化の内容はどのようなものか。	市営住宅の管理戸数の増加や修繕業務の増大、家賃収納率の低下等の現状に対応するため、民間事業者の多方面にわたる能力等を活用することで、維持管理の促進、経費の削減、住民サービスの向上及び家賃収納率の向

	<p>上等を図るものである。</p> <p>具体的には市域を南北に 2 分し、それぞれの市営住宅の維持管理業務について、民間事業者に委託する。</p>
<p>合理化に伴うメリットはどのようなものか。</p>	<p>市内 2 箇所在市営住宅管理センターを設置し、午後 7 時まで窓口時間を拡大することや、年 1 回の入居募集を年 2 回とすることで利便性の向上が図られること等である。</p>
<p>合理化に伴う効果額はどの程度を見込んでいるのか。</p>	<p>平成 18 年度については、1 月実施により人件費で約 5,600 万円の削減が見込まれるが、初期投資の関係等から物件費で約 6,000 万円必要であり、差引約 400 万円の経費増を見込んでいる。</p> <p>平成 19 年度については、人件費で約 1 億 9,800 万円の削減と物件費で 1 億 7,300 万円の経費増を見込んでおり、差引約 2,500 万円の効果額を見込んでいる。</p>
<p>10,881 戸という大規模な市営住宅の管理委託については、他都市にも例がなく、個人情報情報の漏えい等の問題もあることから、直営で行うべきではないか。</p>	<p>委託するのはあくまで市営住宅の維持管理業務であり、民間事業者が有している一定のノウハウの活用を図るものである。</p> <p>個人情報の保護については、直営であれ委託であれ、法や条例に基づき最大限の留意を図っていくべきものであることに変わりはなく、それ自体が民間活力の導入ができない理由にはならない。</p>
<p>市営住宅に関する業務について、何でもまとめて委託化しようとしているようだが、市全体の住宅政策について、どう考えているのか。</p>	<p>市営住宅の維持管理業務について委託するものであり、市は今後、住宅政策の企画等に専念していくものである。</p>
<p>直営から委託という転換が住民に与える影響についてはどう考えているのか。住民への説明は。</p>	<p>基本的に制度上は現在と変わるものではない。住民への説明の時期については、随時行っている。</p>

<p>これまで市が直接受けていた住民や地域からの要望・意見について、指定管理者への移行後はどのように反映させていくのか。</p> <p>指定管理者の導入と自治会組織の育成との関係については、どう考えているのか。</p>	<p>住民や地域からの要望や意見について、これまで直接職員が受けていた部分を指定管理者と職員が分担し、市は企画や指導監督にも集中する中で、寄せられた声については市として責任を持って対応していく。</p> <p>自治会組織の育成については、指定管理者の役割も含め、今後、住民や地域とどう関わっていくかが大きな課題であると考えている。</p>
<p>指定管理者の導入により、住民や地域からの要望への対応や事故があったときの責任の所在はどうか。</p>	<p>住民等からの要望については、委託した業者に任せるのではなく、これまでと同様、市が責任を負うものである。</p> <p>事故があった場合については、基本的に市が責任を負うものであるが、契約の内容に応じて指定管理者が責任を負う部分もある。</p>

#### 課題解決への方向性

今後、実施に向けて具体的な課題について支部交渉の場等で協議していくことを労使間で確認した。

以上

市営住宅管理業務のアウトソーシングについて（メモ）

H18.6.28

1 目的

施設の管理運営や事務事業をより効率的に実施する。

2 実施内容

市営住宅の管理運営について、地方自治法に基づく指定管理者に代行させる。

3 実施時期

平成 19 年 1 月 4 日

4 人員

18 名

正規職員 16 名

嘱託（OB） 2 名

以上  
（給与課）